

議会受付番号	鎌議第 1508 号
質問者	長嶋 竜弘 議員
答弁する者	瀧澤副市長 (市民活動部観光商工課 総務部管財課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

鎌議第 1367 号オクトーバーフェストに関する文書質問の回答について

2 質問の要旨

鎌議第 1367 号 オクトーバーフェストに関する文書質問の回答についての再質問をさせていただきます。

鎌議第 1367 号の①、②、③、④の回答ではこのイベントで飲酒運転があった事を認めていますので以下質問いたします。

- ① 飲酒運転防止に向けた取り組みは万全の措置を取ったと言っているが何をやったのか。
- ② 万全の措置というのは、出入り口で自転車、バイクの人に一人一人注意喚起を行ったり、道路交通法の印刷物配布するなどをする事だと思うが、それは一切していなかったがそれで万全の措置を言えるのか。
- ③ ビールの祭典で駐輪場を増設して設置(100 台程度)している事は、居酒屋が駐車場を設けている事と同様で、飲酒運転を助長させる行為であると思うが、それで問題ないと考えているという事で確認してよろしいか。
- ④ 駐輪場を増設設置している事は飲酒運転幫助の可能性はあるが、後援名義を出しているだけだからそれには当たらないとの事だが、誰に確認した回答なのか。白紙請求書を出していた鎌倉市顧問弁護士には聞いたのか。
- ⑤ 何か事故でも起こったら『共同不法行為責任』が問われると思われるがいかがか。
- ⑥ 一方通行進入の事実があった事は容認しないと回答しているが、これは事実があった事を認めているという回答です。

事実を知っていながら行政として職員が居たにもかかわらず、何の措置もとっていません。また告発の義務があるがそれもしていないが、それで問題ないと考えているという事で確認して良いか。

- ⑦ 使用料減免の理由が被災地支援と言いながら、幾ら寄付しているかを隠して回答していない。
当然ですが今年度の数字は出せるわけはありませんので、前年度の数字を聞いています。なぜ隠すのか。
- ⑧ 鎌倉市は主催者ではなく単なる後援をだしているにすぎないイベントだと答えているが、当日4名、前日3名、翌日早朝出勤2名もの職員を出勤させている。また、市長、副市長も来ていた。すべて人件費がかかっているが、なぜ特定の団体のこのイベントだけこういった職員の出勤体制をとったのか、明確な理由を示せ。
- ⑨ 特定の団体の特定のイベントだけ職員をだしている事は不公平ではないのか。
- ⑩ これが認められるなら、鎌倉市が後援を出しているイベントはすべて職員を出さないと不公平であるが、他のイベントも今後このようにやるのか。
- ⑪ 来年度は駐輪場の増設設置をしないで、公共の交通機関をご利用頂くやり方でやらなければ、市役所の敷地を貸さないとの方針にするべきだがいかがか。

3 答弁

鎌議第1367号に係る答弁において、オクトーバーフェストで、実際に飲酒運転行為があったか否かについては、確認しておりませんので、改めてその旨、答弁いたします。

- ① 主催者である鎌倉商工会議所青年部により、あらかじめビール券販売所など会場内に注意喚起の掲示を行う他、30分に1回程度場内放送を行い、「ビールの販売対象は、車両を運転しない方」であることを会場全体で伝えていく取り組みが行われたものです。
- ② 10月3日に、警察官から主催者に対し、飲酒運転防止に係る対応を聞かれたことから、主催者から会場における掲示及び場内放送を行っていることを説明されたところ、特段の指導はなく、退場されましたことから、できる限りの措置が講じられたと考えたものですが、翌日の4日は状況を踏まえ、枚数を増やすなど、さらに強化した取り組みが行われました。
- ③ 当該事業においては、鎌議第1367号の文書質問に係る答弁のとおり、ビールを召し上がらない方やお子さんなどの来場も多いことから、駐輪スペースが設けられたものであり、飲酒運転補助とならないよう、あらかじめ正面ゲート、ビール券販売所など会場内に注意喚起の掲示を行う他、30分に1回程度場内放送を行い、「ビールの販売対象は、車両を運転しない方」であることを会場全体で伝えていく取り組みが行われたものです。

なお、飲酒運転防止については、より積極的な取り組みに向けて、庁内関係部局において検討させるとともに、主催者と協議・調整してまいります。

- ④ 鎌倉市共催等承認基準により、後援は、市が経費の負担をせず、後援名義の使用を承認することと定義しており、市が、共同主催者として責任の一端を担うものではないことから、市は「飲酒運転補助」にあたらないと答弁したものです。

なお、顧問弁護士より、市は主催者に場所を提供しただけであることから、基本的には「飲酒運転補助」にあたらないと確認しています。

今後は③のとおり、より積極的な飲酒運転防止の取り組みに向けて、庁内関係部局において検討させるとともに、主催者と協議・調整してまいります。

- ⑤ 顧問弁護士より、市は主催者に場所を提供しただけであることから、「共同不法行為」にあたらないと確認しています。
- ⑥ 一方通行の道路を逆走する行為について、市としては容認していないと答弁したものであって、そのような行為があったか否かについては、確認しておりません。
- ⑦ 議第 1367 号の文書質問に係る再答弁のとおりです。なお、文書質問には日程が示されていたことから、前年度に係る質問ではないと考え、今年度の状況を答弁したものであり、隠したものではありません。
- ⑧ 当該事業は、20,000 人を超える集客が見込まれており、火気の使用状況等、市庁舎を使用する観点において、通常閉庁時間帯に保安業務を行っている守衛では対応が困難と考えられることから、職員対応を行ったものです。なお、今年度の状況を踏まえ、次年度以降、職員配置については、見直しを図ってまいります。
- ⑨ 市庁舎の保安業務に職員を配置したものであり、後援名義を承認した事業であるという観点で、配置したものではありません。
- ⑩ ⑨のとおり、後援名義を承認した観点で職員を配置したものではありませんことから、このことを理由として職員を配置することは考えておりません。
- ⑪ 当該事業は、これまで市庁舎駐車場において 3 回開催しており、多くの市民が事業効果を楽しむことができるイベントであることから、施設の使用形態の変更については、来場者による飲酒運転防止等、関係法令の遵守及び安全面の必要性などを主催者と協議し、検討してまいります。